

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第130号

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

第1条中「まで」の右に「及び第51条第2号」を加える。

第2条第7項中「第17条」を「第16条」に改める。

第3条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、法第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は乳児院若しくは児童養護施設に入所している児童で法第21条の6の規定による措置を受けたものの当該措置に係る費用は、徴収しない。

第4条の見出し中「保育措置費の」を削り、同条に次の5項を加える。

- 2 第2条第5項及び第6項並びに別表第7の規定による措置費又は助産等費用の徴収額の算定における地方税法の規定による市町村民税の額は、次に掲げるところにより算定するものとする。

(1) 本人等が婚姻によらないで母となった女子であって、現に特定婚姻をしていないもののうち、地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族その他その者と生計を一にする親族（地方税法施行令第46条の2第2項に規定する者に限る。）を有するものである場合においては、当該本人等を同法第292条第1項第11号イに規定する寡婦とみなす。

(2) 本人等が婚姻によらないで父となった男子であって、現に特定婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする親族（地方税法施行令第46条の2の2第2項に規定する者に限る。）を有し、かつ、措置又は助産の実施若しくは母子保護の実施（以下「措置等」という。）のあった月の属する年度（措置等のあった月が4月から6月までの間にあつては、前年度）の初日の属する年の前年の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が5,000,000円以下であるものである場合においては、当該本人等を同項第12号に規定する寡夫とみなす。

- 3 第2条第5項及び第6項並びに別表第7の規定による措置費又は助産等費用の徴収額

の算定における所得割の額は、次に掲げるところにより算定するものとする。

(1) 地方税法第314条の2第1項第11号、第314条の7第1項、第314条の8（これらの規定を同法第736条第3項において準用する場合を含む。）並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は、適用しない。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「改正前の地方税法」という。）第314条の2第1項第11号（改正前の地方税法第736条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用があるものと仮定する。

4 第2条第5項及び第6項並びに別表第7の規定による措置費又は助産等費用の徴収額の算定における所得割の額又は均等割（地方税法第292条第1項第1号（同法第736条第3項において準用する場合を含む。）に掲げる均等割をいう。以下同じ。）の額は、同法第323条本文（同項において準用する場合を含む。）の規定による市町村民税の減免があった場合においては、当該減免額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額とする。

5 第2条第5項及び第6項並びに別表第7の規定による措置費又は助産等費用の徴収額の算定における所得税の額は、次に掲げるところにより算定するものとする。

(1) 本人等が婚姻によらないで母となった女子であって、現に特定婚姻をしていないもののうち、所得税法第2条第1項第34号に規定する扶養親族その他その者と生計を一にする親族（所得税法施行令第11条第2項に規定する者に限る。）を有するものである場合においては、当該本人等を同法第2条第1項第30号イに規定する寡婦とみなす。

(2) 本人等が婚姻によらないで父となった男子であって、現に特定婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする親族（所得税法施行令第11条の2第2項に規定する者に限る。）を有し、かつ、措置等のあった月の属する年（措置等のあった月が1月から6月までの間にあっては、前年）の前年の所得税法第2条第1項第30号ロに規定する合計所得金額が5,000,000円以下であるものである場合においては、当該本人等を同項第31号に規定する寡夫とみなす。

(3) 所得税法第78条第1項（同条第2項各号に掲げる寄附金（同項第2号及び第3号に掲げる寄附金にあっては、地方税法第314条の7第1項第2号に規定するものに

限る。)を支出した場合に限る。), 第84条, 第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで, 租税特別措置法第41条第1項, 第2項, 第6項及び第24項, 第41条の2, 第41条の3の2第1項, 第2項, 第5項及び第6項, 第41条の19の2第1項, 第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項, 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条, 所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項, 第77条第1項及び第2項, 第80条, 第81条並びに第82条の規定は, 適用しない。

(4) 所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第84条の規定の適用があるものと仮定する。

6 第2項から前項までの規定は, 第3条第1項及び第2項並びに別表第8の規定による措置費の徴収額の算定について準用する。この場合において, 次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は, それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2項各号列記以外の部分	第2条第5項及び第6項並びに別表第7	第3条第1項及び第2項並びに別表第8
	措置費又は助産等費用	措置費
第2項第1号	本人等	障害児の主たる扶養義務者
第2項第2号	本人等	障害児の主たる扶養義務者
	措置又は助産の実施若しくは母子保護の実施(以下「措置等」という。)	措置
	(措置等)	(措置)
第3項各号列記以外の部分, 第4項及び第5項各号列記以外の部分	第2条第5項及び第6項並びに別表第7	第3条第1項及び第2項並びに別表第8
	措置費又は助産等費用	措置費
第5項第1号	本人等	障害児の主たる扶養義務者
第5項第2号	本人等	障害児の主たる扶養義務者
	措置等	措置

別表第1 その他の世帯の項中

「

27,000	28,000	29,000	30,000	31,000	32,000	32,900	13,300	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400
27,000	28,000	29,000	30,000	31,000	32,000	32,900	13,500	14,000	14,500	15,000	15,500	16,000	16,400

を

」

「

27,300	28,300	29,300	30,300	31,300	32,300	33,200	13,300	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400
27,300	28,300	29,300	30,300	31,300	32,300	33,200	13,600	14,100	14,600	15,100	15,600	16,100	16,600

に改

」

める。

別表第2 その他の世帯の項中

「

38,500	39,900	41,300	42,700	44,100	45,500	46,900	19,200	19,200	19,700	19,900	20,100	20,400	20,400
38,500	39,900	41,300	42,700	44,100	45,500	46,900	19,200	19,900	20,600	20,900	21,100	21,400	21,400
38,500	39,900	41,300	42,700	44,100	45,500	46,900	19,200	19,900	20,600	21,200	21,400	21,600	21,600
38,500	39,900	41,300	42,700	44,100	45,500	46,900	19,200	19,900	20,600	21,300	22,000	22,700	23,400

を

」

「

38,900	40,300	41,800	43,200	44,600	46,000	47,400	19,200	19,200	19,700	19,900	20,100	20,400	20,400
38,900	40,300	41,800	43,200	44,600	46,000	47,400	19,400	20,100	20,700	20,900	21,100	21,400	21,400
38,900	40,300	41,800	43,200	44,600	46,000	47,400	19,400	20,100	20,900	21,200	21,400	21,600	21,600
38,900	40,300	41,800	43,200	44,600	46,000	47,400	19,400	20,100	20,900	21,600	22,300	23,000	23,700

に改

」

める。

別表第3 その他の世帯の項中

「

75,700	78,400	81,200	84,000	86,700	89,500	92,200
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

を

「

76,400	79,200	82,000	84,800	87,600	90,400	93,100
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

」

に改める。

別表第4 その他の世帯の項中

23,200	24,000	24,900	25,800	26,600	27,500	28,200	を	23,400	24,300	25,100	26,000	26,900	27,700	28,500	に,
23,200	24,000	24,900	25,800	26,600	27,500	28,200		23,400	24,300	25,100	26,000	26,900	27,700	28,500	

12,000	12,400	を	12,100	12,500	に,	13,300	13,700	14,100	を	13,400	13,800	14,200	に改
--------	--------	---	--------	--------	----	--------	--------	--------	---	--------	--------	--------	----

める。

別表第5 その他の世帯の項中

33,100	34,300	35,500	36,700	37,900	39,100	40,300	16,500	16,500	16,900	17,100	17,200	17,500	17,500	を
33,100	34,300	35,500	36,700	37,900	39,100	40,300	16,500	17,100	17,700	17,900	18,100	18,400	18,400	
33,100	34,300	35,500	36,700	37,900	39,100	40,300	16,500	17,100	17,700	18,200	18,400	18,500	18,500	
33,100	34,300	35,500	36,700	37,900	39,100	40,300	16,500	17,100	17,700	18,300	18,900	19,500	20,100	

33,400	34,600	35,900	37,100	38,300	39,500	40,700	16,500	16,500	16,900	17,100	17,200	17,500	17,500	に改
33,400	34,600	35,900	37,100	38,300	39,500	40,700	16,600	17,200	17,800	17,900	18,100	18,400	18,400	
33,400	34,600	35,900	37,100	38,300	39,500	40,700	16,600	17,200	17,900	18,200	18,400	18,500	18,500	
33,400	34,600	35,900	37,100	38,300	39,500	40,700	16,600	17,200	17,900	18,500	19,100	19,700	20,300	

める。

別表第6 その他の世帯の項中

52,400	54,400	56,400	58,300	60,300	62,300	64,400	を	52,900	55,000	57,000	58,900	61,000	63,000	65,100
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

に改める。

別表第7備考以外の部分中「，児童発達支援センター」及び「，指定障害児通所支援事業者」を削り，同表備考2中「(当該所得税の額を計算する場合においては，所得税法第78条第1項(同条第2項各号に掲げる寄附金(同項第2号及び第3号に掲げる寄附金にあっては，地方税法第314条の7第1項第2号に規定するものに限る。))を支出した場合に限る。)，第84条，第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで，租税特別措置法第41条第1項，第2項及び第6項，第41条の2，第41条の3の2第1項から第3項

まで及び第5項から第7項まで、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は、適用せず、かつ、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第84条の規定の適用があるものと仮定するものとする。）を削り、同備考3及び4を削り、同備考5中「6」を「4」に、「7」を「5」に改め、同備考5を同備考3とし、同備考中6を4とし、7を5とし、8を削り、9を6とし、10を7とする。

別表第8備考以外の部分中「居宅介護」の右に「、同行援護」を加え、

「	「	を	に改め、同表備考2中
短期入所（1日 当たりの額）	短期入所（1日 当たりの額）		障害児通所支援 （1日当たりの 額）
円	円		円
0	0		0
0	0		0
100	100		100
200	200		200
300	300		300
400	400		400
600	600		500
1,000	1,000		700
1,400	1,400		1,000
1,800	1,800		1,300
2,300	2,300		1,700
2,800	2,800		2,100
3,400	3,400		2,500
4,100	4,100		3,000
4,800	4,800		3,500
5,500	5,500		4,000
6,400	6,400		4,600
措置費の支弁 額	措置費の支弁 額		措置費の支弁 額
」	」		

「(当該所得税の額を計算する場合においては、所得税法第78条第1項(同条第2項各号に掲げる寄附金(同項第2号及び第3号に掲げる寄附金にあつては、地方税法第314条の7第1項第2号に規定するものに限る。))を支出した場合に限る。)、第84条、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び

第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項から第3項まで及び第5項から第7項まで、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は、適用せず、かつ、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第84条の規定の適用があるものと仮定するものとする。」を削り、同備考3及び4を削り、同備考5中「4時間30分」を「7時間30分」に、「10」を「16」に改め、同備考5を同備考3とし、同備考6中「においては、当該障害児のうち徴収額の最も多額な者以外の者に係る措置費」を「であって、当該障害児に係る措置費の合計額が階層区分に応じた1月当たりの徴収額の上限を超えるときは、その超える額」に改め、同備考6を同備考4とし、同備考7を同備考5とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1から別表第6までの改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の京都市児童福祉施設措置費等徴収規則第4条第2項及び第5項（これらの規定を同条第6項において準用する場合を含む。）の規定は、平成30年7月分の児童福祉法第50条第7号から第7号の3まで並びに第51条第2号及び第3号に規定する費用の徴収額（以下「徴収額」という。）から適用し、同年6月分までの徴収額については、なお従前の例による。

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）